

新型コロナウイルス感染症関連融資 利子補給を実施します【実質無利子】

令和2年4月創設の「県新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金」に鹿児島市が利子補給を行います。

利子相当額から県の利子補助額(0.2%)を控除した額をすべて市が上乗せ補助します。

【制度の概要】

対象者	下記①～②をいずれも満たすこと ①「県新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金」の利用者 ②鹿児島市内に住所と事業所を有し、融資実行日から利子補給の申請日まで継続して市内で事業を営んでいる者
対象額	1年分の利子相当額から県の利子補助額(補助率0.2%)を控除した額(上限30万円)
補助率	1.2～1.7%(融資期間に応じて)
補助期間	1年間(償還開始の日の属する月から起算して1年間)

【手続きの流れ】(予定)

12月までに一旦支払った利子分を翌年2月に申請していただきます

- 令和3年1月 県新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金を利用された事業者に、市から利子補給申請書等を送付
- 令和3年2月 金融機関の証明書を添えて、市へ申請書類を提出
- 令和3年3月 利子補給金をお支払い

(参考)「県新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金」

融資対象者	危機関連保証認定を受けた中小企業者	
資金用途	運転資金	
融資限度額	4,000万円	
融資期間	運転7年(据置期間2年以内)	
保証料	0%(県全額補助)	
融資利率	1年以内	年1.4%
	1年超3年以内	年1.6%
	3年超5年以内	年1.7%
	5年超7年以内	年1.9%

危機関連保証認定要件

- 直近1か月の売上が前年同月比15%以上減少
かつ
- 今後2か月を含めた3か月間の売上が前年同期比15%以上減少

令和2年3月に市経営安定化資金(セーフティネット保証4号・危機関連保証対応)を利用された方には、鹿児島市が全額利子補給を行います。【実質無利子】

(※但し、設備資金は除く)

【認定申請・お問い合わせ先】

鹿児島市産業支援課金融係 山下町11-1 みなと大通り別館5階
電話216-1324 FAX216-1303